

筑後市認知症ケアパス



【認知症ケアパス】

認知症ケアパスとは、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の症状に応じた適切な医療・介護サービスを利用することができるように、サービス提供の流れをわかりやすく示したものです。

1 認知症の知識

○主な認知症とその特徴・・・・・・・・・・1ページ

○認知症の症状・・・・・・・・・・2ページ

□若年性認知症について・・・・・・・・・・3ページ

2 相談窓口・・・・・・・・・・4～6ページ

3 認知症予防のために・・・・・・・・・・7ページ

4 認知症ケアパス一覧表・・・・・・・・・・8ページ

(認知症の状態に応じた、サービスの内容の提示)

○ケアパス一覧表のサービス説明・・・・・・・・9～13ページ

5 認知症への備え・・・・・・・・・・14ページ

6 認知症の人への接し方・・・・・・・・・・15ページ

7 地域のサポートの輪を広げよう・・・・・・・・16ページ

1. 認知症の知識

「認知症」とは、病気などが原因で脳の細胞が壊れたり、脳の働きが悪くなったために、日常生活をする上でさまざまな障害が起こる状態のことです。

主な認知症とその特徴

① アルツハイマー型認知症

認知症の中で最も多く、脳の神経細胞が徐々に減少し、脳が縮んでいく病気です。

●特徴

- ◇もの忘れが徐々に現れ、ゆっくりと進む。
- ◇少し前の出来事を忘れて、同じことを何度も言う。
- ◇外出して道に迷ったりする。

② レビー小体型認知症

レビー小体というタンパク質が脳の神経細胞の中に出現し、脳が萎縮する病気です。

●特徴

- ◇子どもや虫、動物などが見えたりする。(幻視)
- ◇手足の動きがぎこちなく、表情が硬くなる。
- ◇初期ではもの忘れは目立たない。

③ 脳血管性認知症

脳出血や脳梗塞などによって、脳の一部に酸素や栄養が行かなくなり障害される病気です。

●特徴

- ◇脳血管疾患再発のたび段階的に進行する。
- ◇気分が落ち込んだり意欲の低下が見られやすい。
- ◇初期にはもの忘れの自覚がある。

④ 前頭側頭型認知症

理性をつかさどる脳の前の部分(前頭葉・側頭葉)が萎縮する病気です。

●特徴

- ◇初期にはもの忘れは現れにくい。
- ◇「人格変化」(遠慮がなくなる、暴力的になるなど)や「反社会的行動」(万引きや交通違反など)が増える。
- ◇50歳代からの発症が多い傾向あり。

*** 気になる症状があれば、早めにかかりつけ医に相談しましょう。**

上記のほかにも、髄液に脳が圧迫される「正常圧水頭症」や、脳の中に血液の塊ができて脳が圧迫される「慢性硬膜下血腫」、脳の外傷や感染症など、さまざまな原因で認知症の症状が出ることがあります。原因によっては治療が可能なものもありますので、早めに医療機関を受診することが大切です。

認知症の症状 —中核症状と行動心理症状—

認知症の症状は、すべての認知症の人に出現する「中核症状」と、本人がもともと持っている性格や環境などの影響で出現する「行動・心理症状」があります。

脳の細胞が壊れる

中核症状

脳の細胞が壊れて直接起こる症状

記憶障害：

ついさっきの出来事を忘れる。

理解・判断力の障害：

いつもと違う些細な変化への対応が難しくなる。

見当識障害：

時間や場所がわからない。近所で迷子になる。

実行機能障害：

料理や旅行など、計画や手順を考えて実行することが難しくなる。

性格・素質

環境・心理状態

行動・心理症状（BPSD）

暴力・暴言

大声をあげたり、暴力をふるう

妄想

事実と異なる非合理的な思い込み

徘徊

行きたい場所がわからなくなり歩き回る

睡眠障害

夜眠れなくなり、昼夜逆転する

異食

食べられない物を食べようとする

幻覚

見えないものが見える

うつ

興味、関心が低下する

若年性認知症について



65才未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。発症の年齢が若いいため、認知機能が低下しても、診断が出るまでに時間がかかることがあります。

気になる症状があれば早めに相談をしましょう。

- 打ち合わせの約束をしたことを度々忘れる
- 書類の整理が難しくなった
- 職場からの帰り方がわからない
- 家事に時間がかかる など

■福岡県若年性認知症サポートセンター 電話 093-026-2370

*若年性認知症の人や家族からの医療、福祉、就労等の相談を行っています。

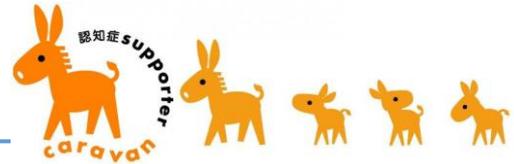
【住所】行橋市金屋 649-1 【受付】月～金曜日、10:00～16:00

診断後の生活を支える制度には次のようなものがあります。

(相談窓口は4ページをご覧ください。)

自立支援医療 (精神通院医療)	認知症で通院による精神医療が継続的に必要な方に対し、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(自己負担の上限額あり) 詳しくは福祉課でお尋ねください。
傷病手当	全国健康保険協会(協会けんぽ)又は健康保険組合に加入している事業所にお勤めの方が、病気や業務以外のけが等で仕事を休み、給料を受けられないときに、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度です。
精神障害者保健福祉手帳	申請には初診日から6か月以上経過していることが必要となります。詳しくは福祉課でお尋ねください。
身体障害者手帳	脳血管性認知症などで、身体障害が固定あるいは6か月以上継続した場合に申請することができます。詳しくは福祉課でお尋ねください。
障害年金	病気やけがで仕事を続けることが困難となった人の生活を支えるための公的年金です。病気やけがで初めて医師の診療を受けた時に加入していた年金が、国民年金であれば福祉課、共済年金保険であれば各共済組合、厚生年金保険であれば年金事務所でお尋ねください。

2. 相談窓口



■ 筑後市地域包括支援センター 電話 53-4162

所在地：筑後市役所 東庁舎1階

*保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が相談を受けます。お住まいの担当の地区ステーションがご自宅を訪問し、相談を受けることも可能です。

【地区ステーション】

• クリーンパルゆうステーション 電話 52-8885

所在地：筑後市西牟田 6365-7（植田病院近く）

担当地区：筑後北小・西牟田小・松原小・二川小校区

• 筑後市社会福祉協議会ステーション 電話 52-9123

所在地：筑後市野町 680-1（筑後市福祉センター内）

担当地区：羽犬塚小・古島小・水田小校区

• 芳樹園ステーション 電話 53-2134

所在地：筑後市尾島 541（ゆうぽーとセンター内）

担当地区：筑後小・古川小・水洗小・下妻小校区

■ 高齢者支援課 （筑後市役所東庁舎1階）

• 介護保険担当 電話 53-4115

介護保険申請等の手続きや、介護保険サービスの利用について

• 高齢者支援担当 電話 53-4255

介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスについて

■ 福祉課 （筑後市役所本庁舎1階）

• 市民相談・年金担当 電話 65-7021

国民年金について

• 障害者支援担当 電話 65-7022

障害福祉サービス、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等について

■ 筑後市社会福祉協議会 電話 52-3969

介護家族の会コスモス（5ページ）、日常生活自立支援事業（13ページ）、民生委員児童委員協議などの事務局として相談を受けています。

所在地：筑後市野町 680-1

■筑後市介護家族の会コスモス 電話 52-3969

事務局：筑後市社会福祉協議会内

■認知症介護相談…電話 092-574-0190

相談日時：水・土 11：00～16：00 クローバープラザ内

■認知症の人と家族の会福岡県支部 電話 092-771-8595

※その他、介護保険サービス事業所でも相談ができます。

■福岡県認知症医療センター植田病院 電話 53-5185（直通）

所在地：筑後市西牟田 6359-3

受付：月～金の9:00～17:00

*認知症の専門的な診断や相談を行う拠点の医療機関で、もの忘れ
相談や医療相談などを行っています。 詳細はこちらから→

*受診の際はかかりつけ医の紹介状が必要です。



■認知症初期集中支援チーム 電話 53-4162

認知症専門医（認知症サポート医）と医療・福祉・介護の専門職で構成されたチームで、
認知症の人やご家族の相談を受けながら、必要な医療や介護サービスの利用ができるよう
支援します。

事務局 筑後市地域支援センター内

詳細はこちらから→



■認知症サポート医

県の「認知症サポート医養成研修」を修了した医師で、認知症の人が早期から必要
な医療や介護サービスを利用できるよう、案内役やパイプ役を担っています。

【認知症サポート医がいる市内の医療機関】

植田病院	住所：筑後市西牟田 6359-3	電話：53-5161
大橋整形外科	住所：筑後市西牟田 3878-6	電話：51-7001
永田医院	住所：筑後市鶴田 251-8	電話：53-3271
馬田医院	住所：筑後市山ノ井 330	電話：53-2563
つつみ脳神経外科	住所：筑後市蔵数 642-7	電話：42-1155
寺崎脳神経外科	住所：筑後市山ノ井 754-1	電話：42-1234
やまもと内科循環器科	住所：筑後市上北島 312-7	電話：51-1110

【認知症カフェ】



認知症カフェとは、認知症の人やその家族、その他認知症に興味がある方であればどなたでも参加できる集いの場所です。各カフェでは、認知症について理解を深めながら、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな取り組みを行っています。

【筑後市のカフェ】

名称	所在地	電話番号	開催日時
ロザリー・サンゴ	デイサービス絆 馬間田 151-1	65-7804	毎日 13 時半～15 時 *認知症相談（要予約） *第2火曜日は若年性 認知症家族の会を開催
図書館で認知症かゝえ	筑後市立図書館 山ノ井 898	51-7200	偶数月の最終水曜日 14 時～15 時半
さくらそうカフェ	在宅型有料老人ホームさくらそう 西牟田 6028-1	51-1002	第3金曜日 14 時～15 時
ぶどうの喫茶 (休止中)	グループホームぶどうの樹 久富 667-3	42-1600	第2日曜日 11 時～15 時



*日時や場所が変更になることがあります。
参加の際は各カフェにお尋ねください。
カフェの詳細はこちらから↓



3. 認知症予防



「認知症予防」とは、「認知症にならない」ことではなく「認知症になるのを遅らせる」「認知症の進行をゆるやかにする」という意味です。

次のようなことを、ご自身のペースで無理なく取り組んでみましょう。

① バランスのよい食事

バランスのいい食事をとることで、血圧やコレステロール、血糖の数値を改善し、脳の血管を守る効果があります。脳血管性認知症の予防に効果的です。いろいろな食品（肉・魚・緑黄色野菜・果物など）をとり、水分補給を行いましょう。

② 適度な運動

ウォーキングなどの有酸素運動は、血圧やコレステロール、血糖の数値を改善し、脳の血管を守る効果があります。脳血管性認知症の予防に効果的です。体調に合わせてながら、無理のないペースで続けていくことが大切です。



③ 人との交流や趣味

人との交流や楽しみが少なくなると、認知機能の低下やうつ症状を引き起こしやすくなります。他の人との交流の機会をもったり、ご自分の好きな趣味を楽しみましょう。

④ 周りの人の接し方

認知症かなと思った早めに相談し、必要な治療やサービスを受けましょう。周りの人の接し方によって、認知症の症状を軽くしたり、進行をゆるやかにすることができます。



4. ケアパス一覧表

この「ケアパス一覧表」での認知症の症状は、左から右に向かって進行していきます。「本人の様子」の行を見て、当てはまる列の下方を見ると、適切な支援の内容や利用できるサービスがわかります。

		認知症の疑い	認知症を有するが、日常生活は自立	誰かの見守りがあれば、日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
本人の様子 (見られる症状や行動の例)		<ul style="list-style-type: none"> ○もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等の、日常生活（着替え・食事・トイレ等）は自立。 ○表情が乏しく、会話が少なくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○買物や金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立。 ○料理の準備や手順を考えるなど、状況判断を必要とする行為が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間・日付・季節がわからなくなる。 ○服薬管理ができない。 ○電話での対応や訪問者への対応が一人では難しい。 ○たびたび道に迷う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○着替えや食事、トイレ等がうまくできない。 ○自宅がわからなくなる ○夜、眠れなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい。 ○言葉によるコミュニケーションが難しい。 ○飲み込みが悪くなり食事に介助が必要
周囲の方などへ 知っておきたいこと・決めておきたいこと		<p>認知症を予防するために、生活習慣病（高血圧・糖尿病・高脂血症など）の治療を行う。定期的に医療機関で健康チェックを行う⇒認知症の方だけでなく、家族の健康管理も重要 認知症に関する正しい知識と理解を深める⇒認知症サポーター養成講座を受講する（認知症サポーター講座については16ページ） 認知症カフェを利用する（認知症カフェについては6ページ）</p> <p>今後の生活（介護・金銭管理など）について考える（介護保険サービス・高齢者福祉サービス・介護予防事業については9～13ページ、成年後見人制度、日常生活自立支援制度については14ページ） 介護保険サービス等を利用し、介護する人の負担を軽減する。 介護者家族の会などの集まりに参加し、話を聞いたり、自分の気持ちを話したりすることができる場所を持つことも大切</p>				
認知症の人や家族を支援する体制等	予 防	<p>健康診断を受け、生活習慣病の早期発見・治療を行う。</p> <p>交流やサークル活動を行う 生きがい活動支援デイサービス・地域デイサービス・地域さんかく塾を利用する 中央公民館のサークル活動への参加、福祉センター、地域公民館、老人会行事への参加などを行う</p>				
	医療・介護・相談窓口	<p>かかりつけ医に相談 →必要に応じて専門の病院を受診 福岡県認知症医療センター【植田病院】（5ページ）</p> <p>相談窓口 もの忘れ相談【福岡県認知症医療センター】 かかりつけ医、 サポート医 地域包括支援センター 最寄りの介護保険サービス事業所 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業など） 筑後市介護家族の会 民生委員 認知症カフェ 認知症の人と介護家族の会福岡県支部 認知症介護相談（4～6ページ）</p> <p>医師や看護師が自宅に訪問する（訪問診療、訪問看護など）</p> <p>介護保険サービスの利用：訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、住宅改修、福祉用具貸与、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護・短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設など（9～10ページ）</p>				
	生活支援	<p>商店街やコンビニエンスストアの宅配、移動販売 配食見守りサービス（市、民間業者） 家事援助や大掃除などの依頼（生活支援ホームヘルプサービス、シルバー人材センター） 認知症について学んだり、家族同士の情報交換や交流する場に参加する（認知症カフェ・介護家族の会） 行方不明への備え（筑後市高齢者障害者等SOSネットワーク 16ページ）</p> <p>地域巡回バス（校区コミュニティ協議会、社協）</p>				
	住まい	<p>自宅、見守り付きの住宅（有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅）</p> <p>家庭的な環境と地域との交流のなかで共同生活をする住宅（認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 10ページ）</p> <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 10ページ）</p>				

介護保険サービス

介護保険サービスは、要支援1・2、要介護1～5の要介護（要支援）認定を受けた人が利用できるサービスです。認定によって利用できるサービス、内容が異なります。

在宅サービス（介護サービス・予防サービス・総合事業の一部）



訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄の介護や炊事・掃除・洗濯など日常生活の手助けを行います。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事・入浴の介助や、日常動作訓練・レクリエーションなどが受けられます。

訪問入浴介護

寝たきりの高齢者等などの家庭を、入浴のための設備や浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の手助けをします。

短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間（1～2週間程度）、施設に泊りながら介護や機能訓練などを受けることができます。

通所リハビリテーション（デイケア）／訪問リハビリテーション

医療施設や介護老人保健施設等、または自宅で、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。

小規模多機能型居宅介護

デイサービスを中心に、ホームヘルプ、ショートステイを柔軟に組み合わせ、食事・入浴の介助や日常動作訓練・レクリエーションなどのサービスが受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により、ホームヘルパーや看護師などが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護サービスや看護サービス等が受けられます。※要支援の方は利用できません。

認知症対応型通所介護

（単独・共用）
認知症の状態にある高齢者等が、デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴の介助や、認知症状の進行の緩和・維持を目的とした日常動作訓練・レクリエーションなどが受けられます。

居宅療養管理指導

通院が困難な高齢者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

訪問看護

看護師、保健師などが家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、床ずれの手当などを行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により、ホームヘルパーや看護師等が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護サービスや看護サービス等が受けられます。**※要支援の方は利用できません。**

福祉用具の貸与

特殊寝台、じょくそう予防用具、車椅子などの福祉用具を貸し出します。**※状態によって利用できない品目があります。**

福祉用具購入費の支給

排泄や入浴等に使用される用具の購入費を支給します。**※利用できる上限額は1年間に10万円です。**

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の状態にある高齢者等が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄など、日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。**※要支援1の方は利用できません。**

住宅改修費の支給

家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修の費用を支給します。**事前にご相談ください。
(申請が必要です。)**

※改修時に住んでいる住宅について利用できるのは原則として1人1回限りで、上限額は20万円です。

施設介護サービス



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【対象】原則、要介護3以上の方（要介護1・2の方は特例として入所できる場合あり）
常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所します。
食事、入浴、排泄などの日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。
※筑後市の被保険者のみが利用できる“地域密着型介護老人福祉施設”もあります。

介護老人保健施設（老人保健施設）【対象】要介護1以上の方

病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いた介護が必要な高齢者等が、入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

介護療養型医療施設（療養型病床群等）【対象】要介護1以上の方

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者等のための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護が受けられます。

介護医療院 【対象】要介護1以上の方

長期療養が必要な高齢者等が、入所します。療養上の管理、看護、医学管理下での介護、機能訓練、医療、日常生活の介助などが受けられる介護保険施設です。

高齢者福祉サービス



○生活支援ホームヘルプサービス 委託先：筑後市シルバー人材センター

65歳以上の高齢者のみの住民税非課税世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し日常生活上のお手伝い（家屋の簡単な修理・窓ふき等の大掃除、家周りの草取り・草刈り）をします。

利用回数等：1回につき4時間以内、年度4回まで

利用料金：世帯の収入状況に応じて決定されます。

○生活支援ショートステイ

65歳以上の高齢者をお世話する家族が、病気・冠婚葬祭・出産・旅行等で一時的にお世話ができなくなった場合や、介護疲れで休養したいときなど高齢者（要介護1以上の方は除く）を1週間程度老人ホームにお預かりします。利用料金は住民税の課税状況と収入に応じて決定されます。

○給食サービス

65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯や障害者等で、自力で食事の確保が難しく見守りを必要とする方に、お弁当（夕食のみ）を配食します。

実施日：月曜日～日曜日のうち必要な曜日（1月1日～1月3日は除きます）

利用料：1食400円（生活保護世帯は1食300円）

○緊急通報装置

65歳以上の一人暮らしの虚弱高齢者など（ただし、要件を満たす人）に緊急通報装置を貸与し日々の生活の不安を解消します。

利用料：500円/月（生活保護の方は無料）

※設置工事費用（9,900円）及び電池交換代（300円）は自己負担となります。

○高齢者・障害者等 SOS ネットワーク 16ページをご覧ください。



介護予防事業

介護予防生きがい活動支援デイサービス

身体機能の向上、参加者との交流を通して、生き生きとした生活を送ってもらうことを目的として、福祉センターから車でお迎えし、軽い体操や昼食の提供、レクリエーション、趣味活動などをして過ごしてもらい、夕方ごろ自宅まで送ります。

対象者： 要支援認定者
介護予防・日常生活支援総合事業対象者
実施日： 月曜日～金曜日のうち 週1回
午前10時～午後3時
場 所： 筑後市総合福祉センター
利用料： 1人1回 1000円



シルバーお助けサービス

日常生活に支障がある方に対し、シルバー人材センターから自宅へヘルパーを派遣し、簡単なお手伝いをします。

対象者： 要支援認定者
介護予防・日常生活支援総合事業対象者
内容： 外出の支援、買物、洗濯、掃除、
その他軽易な生活援助
利用回数： 週2回まで
利用時間： 1回 原則1時間
利用料： 1時間あたり210円
1時間を超える場合は、30分ごとに105円



元気カレッジ

3か月の間、週2回、リハビリ専門職の指導のもと、運動器(筋肉・関節・骨など)の機能向上のための、ストレッチ体操や筋力トレーニングを行います。
希望者には、自宅から会場までの送迎をいたします。

対象者： 要支援認定者
介護予防・日常生活支援総合事業対象者

回数： 週2回、3か月(全24回)

場所・実施日： ①ミンナノジム MINO

火・木曜日 午後1時～午後2時半

②あすひと

火・金曜日 午前10時～午前11時半

利用料：1人1回 500円

※場所は開始月によって決まります。

地域デイサービス

高齢者を対象に、地域の公民館等を利用して、地域のボランティアの協力により、健康チェック、健康体操やレクリエーション、昼食、季節行事などを行います。
活動回数は地域によって異なります。

地域さんかく塾

高齢者を対象に、地域の公民館等を利用して、ストレッチ体操や筋力アップ体操・レクリエーションなどを行います。月2回～週1回の活動で地域住民同士の交流の場となり、高齢者の閉じこもり予防につながっています。



5. 認知症への備え



認知症によって判断力が低下してくると、自分の考えで財産を活用したり、契約を結んだりすることが難しくなります。また、高額な物品の購入契約をしてしまったり、悪徳商法の被害にあう可能性がありますので、気になることがあれば早めに相談しましょう。

成年後見制度

■相談先：筑後市地域包括支援センター（4ページをご覧ください）

認知症などで、理解力や判断能力が不十分となった人に代わって、財産管理や契約の締結・取消などを行ってくれる人（後見人）を決める制度です。

【任意後見制度】

将来、判断力がなくなった時に困らないよう、元気なうちに自分が信頼できる人（家族、友人、弁護士など）に対して、あらかじめ後見人をお願いしておく制度です。公証役場で手続きを行います。

【法定後見制度】

本人、配偶者、4親等内の親族、市長などの申出により、家庭裁判所が選任する法定後見人が、契約行為等の補助から代理まで、本人の判断能力の状況に応じて支援してくれる制度です。

日常生活自立支援事業

■相談先 筑後市社会福祉協議会（4ページをご覧ください）

在宅で生活されている判断能力に不安がある認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人が安心して自立した生活を送れるように、社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの適切な利用や日常の金銭管理等を支援する制度です。

◎悪徳商法に注意

訪問販売や電話勧誘販売などで断りきれずに契約しても、解約できる場合があります。困ったときには、下記の窓口へ相談しましょう。

- 相談先 筑後市消費生活センター（市役所福祉課内）…電話 65-3737
- 福岡県消費生活センター…電話 092-632-0999
- 消費者ホットライン……電話 188（いやや）

6. 認知症の人への接し方



認知症の症状に最初に気づくのは、本人であることが多いようです。もの忘れによる失敗、家事や仕事がうまくいかなくなるといったことが増え、何かが起きていると不安を感じ始めます。認知症の人は何もわからないのではなく、むしろ本人が誰よりも心配し悲しんでいるのです。本人の気持ちを理解し対応することを心がけましょう。

認知症の人への対応の心得「3つ」の「ない」

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない

具体的な対応の「7つ」のポイント

- ①見守る 認知症と思われる人に気づいたら、本人や他の人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。
- ②余裕をもって対応する こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。
- ③声をかけるときは1人で 複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけましょう。
- ④前から声をかける 一定の距離から相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」など、優しく声をかけましょう。
- ⑤相手の目線に合わせて 小柄な方の場合は、体を低くして目線を同じ高さにして対応しましょう。
- ⑥おだやかに、はっきりとした話し方で 高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくりと話すように心がけましょう。
- ⑦相手の言葉に耳を傾けて、ゆっくり対応する 認知症の人は急がされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の話をゆっくり聴き、何をしたいのかを相手の言葉を使って推測・確認していきます。

(参考：全国キャラバン・メイト連絡協議会発行「認知症サポーター養成講座標準教材」認知症を学び地域で支えよう)

7. 地域のサポートの輪を広げよう



認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、地域で暮らす人や、商店や交通機関、金融機関などで働く人などが、認知症の症状や関わり方について理解をしておくことが大切です。認知症の理解を深めるきっかけとして「認知症サポーター養成講座」を開催しています。どうぞご利用ください。

「認知症サポーター養成講座」

認知症サポーターは、認知症の症状や関わり方を理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支える応援者です。

- 【対象者】 行政の集まりや会社、商店、学校、サークルなど5人以上のグループ
- 【講師】 筑後市キャラバン・メイト
- 【費用】 無料 詳細はこちらから→
- 【申込先】 筑後市地域包括支援センター 電話 53-4162



◎筑後市高齢者障害者等 SOS ネットワーク

高齢者や障害者が行方不明になったときに、協力機関と連携し、迅速な情報伝達を行うことで、早期発見・保護につなげることを目的としたネットワークです。

《事前登録》

本人や親族からの申請に基づき、行方不明になる恐れのある高齢者・障害者等に関する情報（氏名・年齢・住所・身体的特徴・緊急連絡先・写真〈2枚：上半身1枚、全身1枚〉等）を、事前に登録しておくことで検索がスムーズになります。

《行方不明が発生したら》

家族等から警察への捜索願を出します。ネットワークの利用を希望された場合、事前登録情報を活用して市内の協力機関に協力を呼びかけます。協力機関は日常の業務の範囲内で協力し、得られた情報等を警察に連絡します。

その他、コミュニティ放送や、防災メール等で協力依頼を行うこともできます。
事前登録は下記のいずれかをお願いします。

- 筑後市役所 高齢者支援課 高齢者支援担当 電話 53-4255
- 筑後警察署 生活安全課 防犯係 電話 52-0110

現在、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい暮らしを最後まで送ることができるよう、医療や介護、生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

認知症があっても一人暮らしや高齢夫婦二人暮らしでも、家族との同居でも、それぞれの人が自分らしく地域で最後まで暮らすことができるような社会を築くには、より多くの人々が認知症についての理解を深め、認知症になっても安心して生きていける地域づくりが必要です。

この認知症ケアパスが、本人や家族の認知症に対する理解を深め、また、地域づくりの一助となって、誰もがいきいきと安心して暮らせる筑後市となることを望みます。



お気軽にご相談ください

筑後市地域包括支援センター いきいき

住所：筑後市大字山ノ井898

電話：0942-53-4162

FAX：0942-53-4119

令和5年10月